

別表1

水質基準項目・検査頻度

	水質基準項目	基準値	検査頻度
1	一般細菌	100個以下	1回/月
2	大腸菌	検出されないこと。	1回/月
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	4回/年
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	4回/年
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	4回/年
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	4回/年
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	4回/年
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	4回/年
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	4回/年
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	4回/年
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	4回/年
12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	4回/年
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	4回/年
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	4回/年
15	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	4回/年
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	4回/年
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	4回/年
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	4回/年
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	4回/年
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	4回/年
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	4回/年
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	4回/年
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	4回/年
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	4回/年
25	臭素酸	0.01mg/l以下	4回/年
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	4回/年
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	4回/年
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	4回/年
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	4回/年
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	4回/年
31	塩素酸	0.6mg/l以下	4回/年
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	4回/年
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	4回/年
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	4回/年
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	4回/年
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	4回/年
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	4回/年
38	塩化物イオン	200mg/l以下	12回/年
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	4回/年
40	蒸発残留物	500mg/l以下	4回/年
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	4回/年
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	発生時1回/月
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	発生時1回/月
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	4回/年
45	フェノール類	0.005mg/l以下	4回/年
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/l以下	1回/月
47	pH値	5.8以上8.6以下	1回/月
48	味	異常でないこと。	1回/月
49	臭気	異常でないこと。	1回/月
50	色度	5度以下	1回/月
51	濁度	2度以下	1回/月
1	色		1回/日
2	濁り		1回/日
3	消毒の残留効果		1回/日
	大腸菌(MPN)		4回/年
	嫌気性芽胞菌		4回/年

省略不可

21~30の項目は消毒副生成物のため原水検査は不要

松川村の場合、原水検査は不要

毎日検査

クリプトスポリジウム暫定指針により大腸菌(MPN)、嫌気性芽胞菌の検査も実施します。

* 原水検査は、No.21~30・No.41~42を除いた全項目(38項目)実施

* 平成20年度から、塩素酸・大腸菌(MPN)・嫌気性芽胞菌の3項目を追加しました。